

積極的な海外展開を行う企業紹介冊子（英語版）
「Toward The Global Niche Tops in NARA」
掲載企業募集要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益財団法人奈良県地域産業振興センター理事長（以下、「理事長」という。）が、独自の技術や優位なシェアを有する小さくてもキラリと光る県内モノづくり中小企業を海外に向けて情報発信することにより、ビジネスマッチングや販路拡大など企業活動の活性化及び本県の産業力のアピールに資するための英語版冊子「積極的な海外展開を行う企業 Toward The Global Niche Tops in NARA」（以下、「冊子」という。）を作成するにあたり、掲載するにふさわしい企業を認定するために必要な事項を定めることを目的とする。

（応募対象者）

第2条

応募対象者は、以下に掲げる（1）の要件を満たし、かつ、（2）又は（3）の要件を満たす者とする。

（1）海外展開に関し、 の要件を満たし、かつ、 又は のいずれかの要件を満たす企業であること。

海外との商取引を行う体制が整っている（下記いずれかに該当すること）

- a. 英語等、外国語の顧客対応が可能な人材が在籍している
- b. 海外の顧客や仕入先などに対応できる協力会社（商社など）が存在する
- c. 外国語版のホームページがある

：海外に展開している（販路がある、販売実績がある、生産拠点があるなど。）

：海外展開に係る認定事業計画、又は海外顧客向けのマーケティング等に基づいた具体的計画を有している

（2）奈良発キラリと光るものづくり企業セレクション Toward The Global Niche Top 企業ガイドブック 2016 の掲載企業であること。

（3）次の ~ のいずれにも該当する企業であること。

業種

a：製造業（日本標準産業分類 大分類 E 製造業）

ただし、大分類 G 情報通信業 中分類 40 インターネット付随サービス業を含む。
又は、

b：情報通信業（日本標準産業分類 大分類 G 情報通信業 中分類 39 情報サービス業に限る。）

に該当すること。

規模

a：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

又は、

b：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が

100人以下の会社及び個人
に該当すること。

所在地

県内に主たる事業所又は工場・研究施設（製造・技術開発の中心である場合に限る。）
を有していること。

技術水準・市場占有率

オンリーワン技術に準ずる高度な製造・製品技術を有していること、又は、国内市場
で優位なシェアを有しており、製品供給において社会に一定の影響をもっていること。

受賞等実績

概ね過去5年間のうちに法認定等又は各種賞の受賞実績があること。

（応募の方法）

第3条 本冊子への掲載を希望する者（以下、「申請者」という。）は、理事長が定める手
続きにより申請し、審査において認定を受けなければならない。

2 申請者は、次に掲げる書類を添付し、「積極的な海外展開を行う企業 Toward The
Global Niche Tops in NARA」認定申請書（以下、「申請書」という。）（様式第1号）
を理事長に提出しなければならない。ただし、第2条に掲げる（2）の要件に該当する
企業については次に掲げる（3）（必要に応じて（8））以外の書類を省略することがで
きる。

（1）申請者の概要がわかる書類（定款の写し、会社案内）

（2）県税の滞納がないことを証する書面の写し

（3）最近2期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（第2条に掲
げる（2）の要件に該当する企業については最近1期間のみでよい）

（4）優れた製造技術（製品）の概要がわかる書類（製品パンフレット・カタログ、特許リ
スト、過去3年以内に掲載された新聞・雑誌等記事など）

（5）国内における市場シェアの状況がわかる書類（業界団体発行データ、自社データな
ど）

（6）法認定等又は受賞の実績を証する書面の写し

（7）誓約書（様式第2号）

（8）その他理事長が必要と認める書類

上記（4）（5）はいずれか該当する方の資料を添付する。

（認定審査会の設置）

第4条 理事長は、冊子の掲載企業の認定にあたり、評価を公平・適正に行うために「積
極的な海外展開を行う企業 Toward The Global Niche Tops in NARA」認定審査会
（以下、「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の設置・運営に必要な事項は別に定める。

（認定）

第5条 理事長は、審査の結果、冊子の掲載企業として認定するときは、当該申請者に対
して「積極的な海外展開を行う企業 Toward The Global Niche Tops in NARA」
認定通知書（様式第3号）（以下、「通知書」という。）により通知する。

2 理事長は、前項のとおり認定した者を冊子に掲載する。

(認定基準)

第6条 理事長は、前項の認定にあたり認定基準を別に定める。

(トップセールス等でのPR)

第7条 理事長は、本冊子を活用し、トップセールスやプロモーション等あらゆるPRの機会を利用して、積極的に情報発信するものとする。

(その他の媒体による情報発信)

第8条 理事長は、本冊子と同様の内容をホームページ等その他の媒体により情報発信するものとする。

2 ホームページ等その他の媒体による情報発信に必要な事項は別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

別紙様式第1号(略)

別紙様式第2号(略)

別紙様式第3号(略)

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。